

## 特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟 謝金規程

### 第1条（総則）

特定非営利活動法人日本知的障がい者サッカー連盟（以下「連盟」という。）の役員及び職員（以下「役職員」という。）または役職員以外の者が本連盟の業務遂行に係わる場合における謝金等の支給については、この規定の定めるところによる。

### 第2条（謝金の支給）

謝金等の支給は、別表に掲げる謝金等支給基準表（以下「基準表」という。）に定める額を支給する。

### 第3条（謝金の種類）

- 1, 謝金の種類は、委員謝金、講師・コーチ謝金、日本代表監督・コーチ謝金、医師・看護師謝金、大会謝金、ボランティア謝金、その他専門技術を要する者の謝金等とする。
- 2, 日本代表とは、サッカー日本代表（候補含む）、サッカーU18日本代表（候補含む）、フットサル日本代表（候補含む）、フットサルU18日本代表（候補含む）をいう。

### 第4条（委員謝金）

委員謝金は、理事会、委員会及び当該会議に準ずる会議へ出席した者が対象となるが、原則として支給しない。ただし、理事会が別に定めた時には支給できる。

### 第5条（講師・コーチ謝金）

技術委員会所属の講師・コーチ謝金は、講習会、講演会、大会視察、選手発掘、強化合宿、強化トレーニング及び会議等の講師・コーチ等のスタッフに対し支給できる。

### 第6条（日本代表監督・コーチ謝金）

日本代表監督・コーチ謝金は、連盟が選定した日本代表チームにおける講習会、講演会、選手発掘、強化合宿、強化トレーニング及び会議等の日本代表監督・コーチ等のスタッフに対し支給できる。

### 第7条（医師・看護師謝金）

医師・看護師謝金は、強化合宿や競技大会等の医師・看護師に対し支給できる。

#### 第8条（大会謝金）

大会謝金は、競技大会等で主たる構成員にあたる役員・スタッフ・審判・医師・看護師に対し支給できる。

#### 第9条（ボランティア謝金）

ボランティア謝金は、競技大会等で主たる構成員以外から臨時的に招聘した者に対し支給できる。

#### 第10条（謝金の調整）

1，謝金の支給に関し、第2条の規定に基づく別表の基準表によりがたい場合は、講師・コーチ等の社会的地位等を勘案し、支給額の増減ができるものとする。ただし増額して支給しようとするときは、理事会の承認を得るものとする。

2，選手発掘、強化合宿、強化トレーニング及び大会で2時間を超えて業務遂行に係わった場合は1日あたりの謝金とする。

3，所得税は事務局が個人に代わって納税する。

### 附則

この規定は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年9月12日一部改訂

この規定は、平成28年9月1日以降に実施される事業から摘要される。

(別 表)

## 謝金支給基準表

平成 28 年 9 月 1 日改訂版

### 1 委員謝金

①理事会、各種委員会 1 日あたり 上限 5,570 円

### 2 講師・コーチ謝金

①公益財団法人日本サッカー協会公認 A 級ジェネラルコーチライセンス以上保有者

(1) 講習会、トレーニング 1 日あたり 11,140 円

(2) 選手発掘のための大会等視察 1 日あたり 11,140 円

②公益財団法人日本サッカー協会公認 B 級コーチライセンス以下保持者

(1) 講習会、トレーニング 1 日あたり 5,570 円

(2) 選手発掘のための大会等視察 1 日あたり 5,570 円

### 3 日本代表監督・コーチ・スタッフ謝金

①公益財団法人日本サッカー協会公認 A 級ジェネラルコーチライセンス以上保有者

(1) 講習会 1 時間あたり 5,570 円

(2) 強化合宿、強化トレーニング 1 日あたり 11,140 円

②公益財団法人日本サッカー協会公認 B 級コーチライセンス以下保持者

(1) 講習会 1 時間あたり 2,790 円

(2) 強化合宿、強化トレーニング 1 日あたり 5,570 円

### 4 医師・看護師謝金

①会議（医師） 1 回あたり 上限 11,140 円

②会議（看護師） 1 回あたり 上限 5,570 円

③競技大会、強化トレーニング（医師） 1 日あたり 上限 22,280 円

④競技大会、強化トレーニング（看護師） 1 日あたり 上限 11,140 円

### 5 大会謝金

①役員 1 日あたり 上限 5,570 円

②スタッフ 1 日あたり 上限 3,350 円

③審判 1 日あたり 上限 11,140 円

④医師・看護師 4 医師・看護師謝金に準ずる

### 5 ボランティア謝金

大会補助等

1回あたり

上限 2,230 円

6 その他専門技術を要する者の謝金  
補助金等の予算により理事会が決定する。

7 その他、次の事項は、理事会の承認を得るものとする。

- ①セミナー、シンポジウムのパネリスト、シンポジスト
- ②タレント等の著名人
- ③その他